

## 2020-7 税務・労務・法務情報

### 税制改革法案（CREATE）について（概要解説）

一昨年来、第二次の税制改革法案が国会において審議されています。新たな上院法案（CREATE：Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act）が提出されており、8月再開の通常国会で成立する見込みであると予想されています。コロナウイルスによる経済停滞を立て直す目的で法人税減税を前倒しするもので、経済特区の優遇制度取り扱いについては過去法案から大きな変更はなさそうです。

#### （法人税減税）

2020年7月1日～	30% → 25%	2023年1月1日～	24%
2024年1月1日～	23%	2025年1月1日～	22%
2026年1月1日～	21%	2027年1月1日～	20%

#### （経済特区への優遇制度）

ITH（Income Tax holiday）・・・2年～4年

特別税率の適用・・・3年～4年（現行の5%簡易課税制度と同じ、税率がUP）

##### ・特別税率

2021年1月1日～	粗利益に対して8%
2022年1月1日～	9%
2023年1月1日～	10%

・VATの取り扱い・・・現行制度と同じ（輸入VAT免税・国内調達は0%VATを適用）

・関税の取り扱い・・・現行制度と同じ（登録事業用資本財・原材料等の輸入関税免除）

##### ・既存登録企業に対する取り扱い

\* ITHのみ適用期間中の企業・・・当初の承認期間満了までITHの適用を受ける。

\* ITHと5%簡易課税制度の適用が認められている企業・・・以下の区分により現優遇制度の適用が継続されます。

- ・すでに10年以上5%簡易課税制度の適用を受けている場合・・・4年間
- ・5年以上10年未満 適用を受けている場合・・・5年間
- ・5年未満 適用を受けている場合・・・7年間
- ・輸出100%で、直接雇用従業員が1万人の場合・・・9年間

\* 新事業として新しい優遇制度に登録申請することが可能。その場合は旧優遇制度適用を放棄する。

ジャパンデスク 清水 麻利

（英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当）